

鈴鹿ヤング保護者会規約

第1章 総則

第1条 名称

本会は、「鈴鹿ヤング保護者会」と称する。

第2条 所在地

本会の事務所は、会長宅に置く。

第3条 目的

本会は、鈴鹿ヤングの健全な育成のため次の活動を行う。

1. 鈴鹿ヤングの目的達成のための育成援助
2. 鈴鹿ヤングが参加する大会交流活動、大会参加への援助
3. 鈴鹿ヤングが主催する大会または参加する大会の運営
4. 鈴鹿ヤングが参加する試合の審判
5. その他、本会の目的に必要な事項

第2章 会員

第4条-1 会員

本会の会員は、鈴鹿ヤング団員の保護者及び鈴鹿ヤングの目的に賛同する個人、団体（準会員）とする。

第4条-2 会費

- 1) 本会の経費のうち、遠征時の応援車両代金は徴収する会費をもってあてる。
徴収した会費は、いかなる理由があっても返金しない。
- 2) 会員は本会の目的を達成するための費用として、下記のとおり会費を納入しなければならない。
本会員 月額1,000円/団員 準会員 なし
積立金 月額3,000円/団員
- 3) 宿泊を伴う遠征の場合、団員数で均等割とする。
但し、以下を適用する
 - ① 宿泊時の夕食・朝食は宿泊費に含むこととする。
 - ② 昼食等の弁当は各保護者（同行者）自己負担とする。
 - ③ ブルズバスを保護者運転の場合は世帯数に含まないこととする。
 - ④ 保護者コーチが同行の場合は世帯数に含まないこととする。
 - ⑤ 夫婦（保護者）2名は人数に含むこととする。
 - ⑥ 子ども（兄弟）は除外とし自己負担とする。
 - ⑦ 団員に兄弟がいる場合は1世帯とみなす。

第4条-3 その他

保護者は、本チームの役員・指導者と、練習・試合・行事等で個人的な接触を禁じ良識ある行動をとり、チームとして規律正しく行動すること。

第3章 役員

第5条 役員

本会には、次の役員を置く。

- 1) 会長：1名
- 2) 副会長：3名
- 3) 会計：(団会計) 2名
(保護者会計) 1名
- 4) 学年幹事：2名(1年生・2年生代表)

※1) 会長・4) 学年幹事以外の各役員定数については、目安であり本会の運営上支障が出ない定数とする。

又、上記役員は、鈴鹿ヤング役員と兼務する事を妨げない

第6条 任務

前条の役員は、本会会員の互選により選出する。

- 1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2) 副会長・学年幹事は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- 3) 会計は、会計事務の処理にあたる。

第7条 任期

本会役員の任期は1年間とする。但し、再任は妨げない。また任期途中で補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 機関

第8条 機関の種類

- 1) 保護者会総会：年1回開催する。但し、必要に応じ臨時総会を開くことができる。
- 2) 保護者会役員会：不定期開催とし、会長が必要と認めるとき、招集し開催する。
※保護者会総会及び役員会の決定事項は、保護者会での決定事項であり鈴鹿ヤングとしての決定ではない。

第9条 会計

- 1) 本会で発生する経費のうち応援車両に関するものは、鈴鹿ヤング団則・規約に準じて会計処理を行う。
- 2) 応援車両以外の経費については、鈴鹿ヤング会計予算から支出するものとする。
- 3) 本会会計担当は、鈴鹿ヤング代表の了解を得て、鈴鹿ヤングの団則・附則第36条に従って鈴鹿ヤング会計から支払を受ける。
- 4) 会計は、会計事務の処理にあたる。

第10条 会則の改廃

本会則の改廃は、総会の議決により決定する。

附則

- 平成19年3月4日 制定
- 平成20年2月16日 改正（幹事を会長、副幹事を副会長に改正）
- 平成26年2月16日 改正（目的の追加、会費の徴収、会費の使用目的、副会長を学年幹事に改正）
- 平成27年2月14日 改正（宿泊を伴う遠征の場合、遠征費用を選手数で均等割りとする。
その他を追加）
- 平成28年3月1日 改正（サンズ契約解除に伴う、月額500円／団員 会費削除）
- 平成28年5月7日 改正（宿泊時の食事費内容修正、役員定数記述追記）
- 平成30年2月10日 改正（鈴鹿ブルズより鈴鹿ヤングに改称）
- 平成31年4月1日 改正（第4条-2 会費について内容見直し）